

令和6年 論文式本試験 監査論 解答上のポイント

第1問 監査実施論

問題1 経営者確認書、監査サンプリングと特定項目抽出による試査、監査要点

<p>問1 (正答可能性：高)</p>	<p>[経営者確認書を入手することの意義（二重責任の原則の観点）]</p> <p>二重責任の原則の定義（F/S作成責任：経営者、意見表明責任：監査人）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>経営者確認書を入手する</p> <p>= 監査の最終局面で、経営者にF/S作成責任を果たした旨の陳述を求める</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>両者の責任分担関係について経営者に正式な確認を求める</p>
<p>参考となる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監基報 580 第9項、A7項 	

<p>問2 (正答可能性：高)</p>	<p>[監査サンプリングと特定項目抽出による試査の相違点]</p>										
<p>参考となる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監基報 530 第4項(1)、A12項、A4項、第13項、A20項 ・ 監基報500のA54項、A55項 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 45%;">母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法</th> <th style="width: 30%;">母集団に対する結論を形成する方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">監査サンプリング</td> <td style="padding: 5px;">母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団の特性を表す代表的なサンプルを抽出</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団から抽出したサンプルの特性に関する監査証拠を入手して評価 → 当該母集団に関する結論を形成 ・ 詳細テスト： 母集団全体の虚偽表示額の推定が必要 ・ 運用評価手続： サンプルの逸脱率 = 母集団全体に対する推定逸脱率 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定項目抽出による試査</td> <td style="padding: 5px;"> 企業の理解や重要な虚偽表示リスク、母集団の特性などを考慮したうえで、監査人の判断により、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額の項目又は他の特性を示す項目 ・ 一定金額以上の全ての項目 ・ 情報を入手するための項目 といった一定の特性を持つ項目を抽出 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出した項目に対して実施した監査手続の結果からは、母集団全体にわたる一定の特性を推定できない → 非抽出項目に対して必要に応じて他の監査手続を適用し、両者の結果を総合的に勘案して母集団に対する結論を形成 </td> </tr> </tbody> </table>			母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法	母集団に対する結論を形成する方法	監査サンプリング	母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団の特性を表す代表的なサンプルを抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団から抽出したサンプルの特性に関する監査証拠を入手して評価 → 当該母集団に関する結論を形成 ・ 詳細テスト： 母集団全体の虚偽表示額の推定が必要 ・ 運用評価手続： サンプルの逸脱率 = 母集団全体に対する推定逸脱率 	特定項目抽出による試査	企業の理解や重要な虚偽表示リスク、母集団の特性などを考慮したうえで、監査人の判断により、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額の項目又は他の特性を示す項目 ・ 一定金額以上の全ての項目 ・ 情報を入手するための項目 といった一定の特性を持つ項目を抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出した項目に対して実施した監査手続の結果からは、母集団全体にわたる一定の特性を推定できない → 非抽出項目に対して必要に応じて他の監査手続を適用し、両者の結果を総合的に勘案して母集団に対する結論を形成
	母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法	母集団に対する結論を形成する方法									
監査サンプリング	母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団の特性を表す代表的なサンプルを抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団から抽出したサンプルの特性に関する監査証拠を入手して評価 → 当該母集団に関する結論を形成 ・ 詳細テスト： 母集団全体の虚偽表示額の推定が必要 ・ 運用評価手続： サンプルの逸脱率 = 母集団全体に対する推定逸脱率 									
特定項目抽出による試査	企業の理解や重要な虚偽表示リスク、母集団の特性などを考慮したうえで、監査人の判断により、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額の項目又は他の特性を示す項目 ・ 一定金額以上の全ての項目 ・ 情報を入手するための項目 といった一定の特性を持つ項目を抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出した項目に対して実施した監査手続の結果からは、母集団全体にわたる一定の特性を推定できない → 非抽出項目に対して必要に応じて他の監査手続を適用し、両者の結果を総合的に勘案して母集団に対する結論を形成 									

<p>問3 (正答可能性：高)</p>	<p>[監査要点を設定しなければならない理由]</p> <p>財務諸表の適正性は大局的・抽象的な命題であり、直接立証することは困難</p> <p style="text-align: center;">↓そこで</p> <p>適正性命題を分解し、直接立証可能な小さな命題である監査要点を設定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>各監査要点を立証し、これらを積み上げ、総括的に吟味する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>最終的な立証目標である適正性命題を間接的に立証</p> <p style="text-align: center;">↓以上より</p> <p>適正性意見を表明するため、監査要点の設定が必要</p>
--------------------------------	--

問題2 重要な虚偽表示リスクの評価が暫定的となる理由			
<p>(正答可能性：中)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">参考となる基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・監基報 315 の A221 項 ・監基報 330 の A59 項 </td> </tr> </table>	参考となる基準	<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 315 の A221 項 ・監基報 330 の A59 項 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>①運用評価手続の実施により、当初の想定と異なり内部統制が有効に運用されていないという監査証拠を入手する場合</p> <p>②実証手続の実施により、リスク評価時に想定したよりも大きな金額又は多数の虚偽表示を発見する場合</p> </div> </div> <p>→当初の重要な虚偽表示リスクの識別又は評価の基礎となった監査証拠と矛盾する新たな情報を入手する</p> <p style="padding-left: 20px;">↓この場合</p> <p>リスクの識別及び評価を修正しなければならない</p> <p style="padding-left: 20px;">↓このように</p> <p>重要な虚偽表示リスクの評価は、リスク対応手続の実施結果により修正されることがあるため、監査意見の形成に至るまで暫定的となる</p>
参考となる基準			
<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 315 の A221 項 ・監基報 330 の A59 項 			
問題3 グループ監査			
<p>問1</p> <p>(正答可能性：中)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">参考となる基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第7項、A109 項 </td> </tr> </table>	参考となる基準	<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第7項、A109 項 	<p>[構成単位の監査人の関与がグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別及び評価にどのように役立つか]</p> <p>構成単位の監査人は、以下のような構成単位の環境について知識を有する</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ・構成単位に関する直接的な知識及び経験 ・現地の法令 ・商慣行等 </div> </div> <p style="padding-left: 20px;">↓そのため</p> <p>構成単位の監査人を関与させることは、グループ監査人が、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ①事業活動とそれに関連するリスク ②構成単位でグループ財務諸表における重要な虚偽表示リスクが生じ得る領域を的確に理解する上で役立つ </div> </div>
参考となる基準			
<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第7項、A109 項 			
<p>問2</p> <p>(正答可能性：中)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">参考となる基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第8項 </td> </tr> </table>	参考となる基準	<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第8項 	<p>[グループ監査人には、構成単位の監査人の作業への十分かつ適切な関与が要求され、構成単位の監査人とのコミュニケーションが重要視される理由]</p> <p>グループ監査における発見リスクの定義</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ①構成単位の監査人がグループ財務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発見できないリスク ②グループ監査人が当該虚偽表示を発見できないリスク </div> </div> <p style="padding-left: 20px;">↓このため</p> <p>構成単位の監査人の作業への十分かつ適切な関与と、双方向のコミュニケーションが重要視される</p>
参考となる基準			
<ul style="list-style-type: none"> ・監基報 600 第8項 			

第2問 事例問題			
問題1 仕入取引及び製品残高における関連するアサーションと適用する監査手続			
(正答可能性:低～中)		仕入取引	製品残高
	関連するアサーション	網羅性	評価
	適用する監査手続①	請求書や納品書に基づき、仕入取引の計上漏れを確かめる	実地棚卸の立会において製品を実査し、製品の状態等を確かめる。
	適用する監査手続②	X社に対して仕入取引に係るブランクの確認依頼を実施する。	担当者への質問・関連資料の閲覧により製品の滞留状況を確かめる
問題2 不正			
問1 (正答可能性:低～中)	[Y社からの輸入商品が重要な虚偽表示リスクの原因となる可能性]		
	固有リスク	相対的に高い ＜理由＞ 輸入商品は、取引条件により商品到着前に在庫計上すべき場合がある等、現物がなくても在庫計上されるため、意図的に操作され易い	
	B/Sとの関係	商品在庫の架空計上や過大計上 ＜重要な虚偽表示リスク＞ →実在しない商品在庫が棚卸資産残高に計上される →実際よりも過大な金額が棚卸資産残高に計上される	
	P/Lとの関係	商品在庫の架空計上や過大計上により、損益計算書の売上原価は相対的に小さくなる ＜重要な虚偽表示リスク＞ →利益が過大計上される	
問2 (正答可能性:低～中)	[不正に関して統制リスクを低く評価することができる内部統制]		
	内部統制①	在庫管理担当者を短期間でローテーションする	
	内部統制②	期末時点の未着在庫について、担当者以外の者が期末日後の入荷を確かめる	
問3 (正答可能性:低～中)	[不正に対して実施すべきリスク対応手続]		
	商品在庫の棚卸立会	特定の倉庫だけではなく、複数の倉庫の棚卸に同時に立会う	
	未着の商品	船荷証券などの輸入取引の根拠書類を閲覧したうえで、期末日後の商品の入荷の事実について、実査や関連書類の閲覧により確かめる	
	輸入在庫の増減等	分析的手続を実施する	

問題3 他の監査人等の利用																
<p>問1 (正答可能性：低～中)</p> <p>参考となる基準 ・監基報402第8項、第10項</p>	<p>[甲社監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために理解しておくべきこと] 甲社監査人は、以下を含め、S社の業務をどのように利用しているかを理解しなければならない。</p> <table border="1"> <tr><td>S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要性</td></tr> <tr><td>S社が処理する取引、又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性</td></tr> <tr><td>S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い</td></tr> <tr><td>S社が引き受ける活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係</td></tr> </table> <p>【別解】</p> <table border="1"> <tr><td>受託会社であるS社が提供する業務の内容と重要性</td></tr> <tr><td>それらが甲社の内部統制システムに与える影響</td></tr> </table>	S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要性	S社が処理する取引、又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性	S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い	S社が引き受ける活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係	受託会社であるS社が提供する業務の内容と重要性	それらが甲社の内部統制システムに与える影響									
S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要性																
S社が処理する取引、又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性																
S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い																
S社が引き受ける活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係																
受託会社であるS社が提供する業務の内容と重要性																
それらが甲社の内部統制システムに与える影響																
<p>問2 (正答可能性：中)</p> <p>参考となる基準 ・監基報402第20項 ・監基報600第53項 ・監基報402第12項(1) ・監基報600第26項(1)、第25項(2) ・監基報402第11項(1)、第15項(1) ・監基報600のA132項 ・監基報220第12項(4) ・監基報600第8項、第23項 ・監基報402のA9項 ・監基報600第8項、第45項</p>	<p>[受託会社監査人を利用する場合と子会社の監査人を利用する場合の共通点相違点]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受託会社監査人を利用する場合</th> <th>子会社の監査人を利用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通点</td> <td colspan="2"> 監査人が責任を負うため、原則、監査報告書に他の監査人の利用を記載しない 職業的専門家としての能力と会社からの独立性を確かめる必要がある </td> </tr> <tr> <td>相違点</td> <td> 受託会社監査人は、内部統制に限定して保証報告書を提出するため、委託会社監査人がこの保証報告書を監査証拠として利用する局面は限定される </td> <td> 子会社の監査人は、監査の全ての段階で関与させることができる </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 委託会社監査人が受託会社監査人の作業自体に直接関与することはない </td> <td> グループ監査人は、子会社の監査人の作業に十分かつ適切に関与することが求められる </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 委託会社監査人と受託会社監査人とのコミュニケーションは、通常、委託会社と受託会社を通じて実施される </td> <td> グループ監査人と子会社の監査人とのコミュニケーションは直接実施される </td> </tr> </tbody> </table>		受託会社監査人を利用する場合	子会社の監査人を利用する場合	共通点	監査人が責任を負うため、原則、監査報告書に他の監査人の利用を記載しない 職業的専門家としての能力と会社からの独立性を確かめる必要がある		相違点	受託会社監査人は、内部統制に限定して保証報告書を提出するため、委託会社監査人がこの保証報告書を監査証拠として利用する局面は限定される	子会社の監査人は、監査の全ての段階で関与させることができる		委託会社監査人が受託会社監査人の作業自体に直接関与することはない	グループ監査人は、子会社の監査人の作業に十分かつ適切に関与することが求められる		委託会社監査人と受託会社監査人とのコミュニケーションは、通常、委託会社と受託会社を通じて実施される	グループ監査人と子会社の監査人とのコミュニケーションは直接実施される
	受託会社監査人を利用する場合	子会社の監査人を利用する場合														
共通点	監査人が責任を負うため、原則、監査報告書に他の監査人の利用を記載しない 職業的専門家としての能力と会社からの独立性を確かめる必要がある															
相違点	受託会社監査人は、内部統制に限定して保証報告書を提出するため、委託会社監査人がこの保証報告書を監査証拠として利用する局面は限定される	子会社の監査人は、監査の全ての段階で関与させることができる														
	委託会社監査人が受託会社監査人の作業自体に直接関与することはない	グループ監査人は、子会社の監査人の作業に十分かつ適切に関与することが求められる														
	委託会社監査人と受託会社監査人とのコミュニケーションは、通常、委託会社と受託会社を通じて実施される	グループ監査人と子会社の監査人とのコミュニケーションは直接実施される														